



まちづくりニュース

このニュースは、JR小岩駅周辺地区まちづくりについて地区のみなさんに広くお知らせをするため、南小岩七丁目20番から23番、24番・25番・26番の一部、27番から30番、31番北側地区に配付しています。

第10回土地区画整理審議会 開催報告

日頃より、区政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
令和5年2月27日（月）に第10回土地区画整理審議会を開催いたしました。



第10回土地区画整理審議会 開催概要

- 日時：令和5年2月27日（月）10時から
場所：JR小岩駅周辺地区
まちづくり相談事務所
- 内容：①仮換地の指定（一部）
②施行者限りで使用収益を開始する日
を定めることについて
③仮換地指定の軽微な変更について

一部の権利者の方へ仮換地指定を行いました

一部権利者（裏面参照）のみなさまにおかれましては、令和6年春頃から造成工事を始めるにあたり、令和5年3月中旬に仮換地指定通知書を郵送いたしました。よって、それまでに現在の建物の除却（解体）を行っていただく必要がありますので、関係権利者の方々のご協力をお願いいたします。

この通知は、これからお住まい（ご使用）になる土地（仮換地）の位置・地積・仮換地指定の効力発生日等をお知らせするものです。今後の再建の手続き等に必要な書類となりますので、お手元に届きましたら**紛失することのないよう、大切に保管してください。**

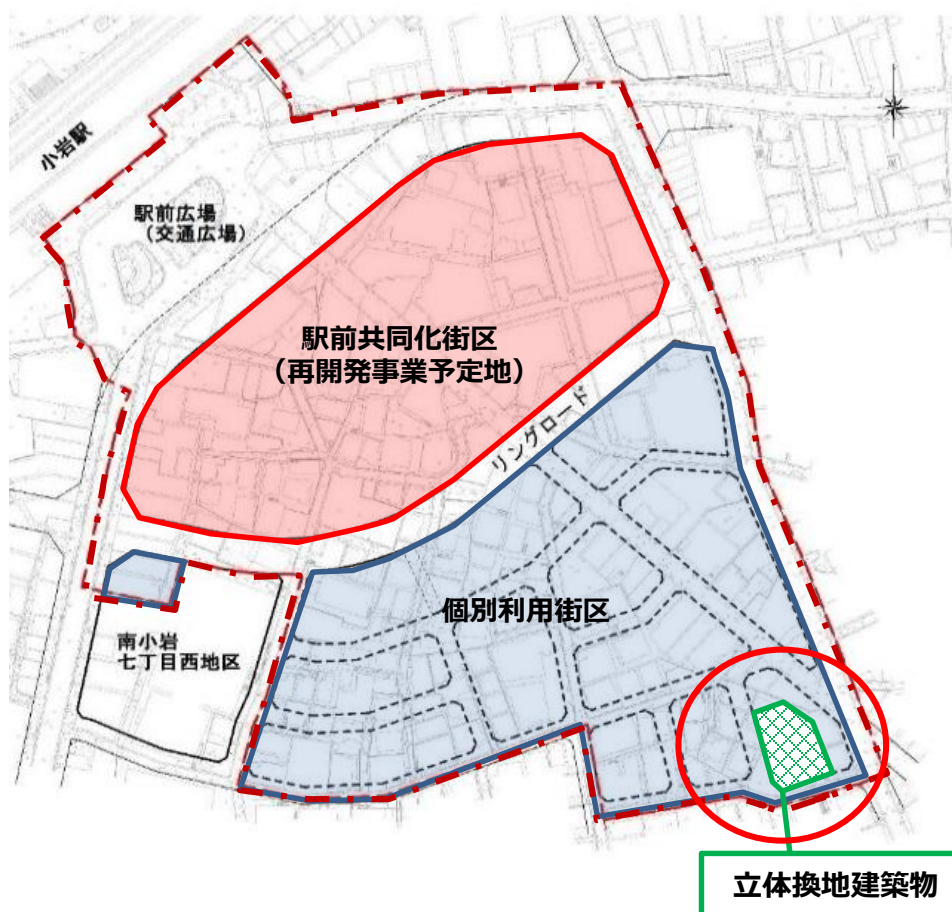
仮換地指定とは？

従前の宅地に代えて、新たに使用収益可能な宅地（換地）を定めることです。換地は事業完了時の換地処分を経て登記される土地であるため、この宅地を換地処分までの間、仮の換地ということで、仮換地と言います。

令和5年3月の仮換地指定について

令和5年3月に、本地区で初めての仮換地指定を下図の立体換地建築物の建設地に関連して権利をお持ちの方を対象に行いました。

仮換地指定を行った後、対象権利者のみなさまと移転協議を行い、令和5年末を目途に建物の除却（解体）をしていただきます。その後、令和6年春頃から立体換地建築物建築のための造成工事に入る予定です。



※仮換地指定は土地所有者及び借地権申告をされている借地権者に指定させていただいております。

第11回土地区画整理審議会を開催します

第11回土地区画整理審議会を下記の日程で開催させていただきます。

開催概要

- 日時：令和5年3月27日（月） 午前10時から
- 会場：JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所
- 内容：来年度の事業予定 等

※説明会ではございません。また、個人情報扱うため、傍聴できません。

お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係 【電話】03-5694-2751（直通）

詳しくは、区公式HP [JR小岩駅周辺地区のまちづくり](#) 検索

